

平成21年8月26日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分について

経済産業省は、イ ヨング（韓国籍）他5名による外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件に関し、本日、同法第53条第2項に基づき、輸出禁止の行政処分を行いました。その概要は、以下のとおりです。

1. 事件の概要

- うなぎの稚魚の輸出については、資源保護の観点から外為法の輸出承認が必要となっている。（外為法第48条第3項の規定に基づき制定された輸出貿易管理令第2条）
- イ ヨング（韓国籍）他5名は共謀の上、平成21年4月9日、経済産業大臣の輸出承認を受けることなくうなぎの稚魚（約240kg）を大韓民国向けに輸出した。

（参考）上記の外為法違反事件に関しては、平成21年6月22日に福岡地裁小倉支部において次の判決が下された。

- （1）イ ヨング : 懲役2年（執行猶予3年） 罰金100万円
- （2）キム ジェムン : 懲役2年（執行猶予3年） 罰金100万円
- （3）森野 裕之 : 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金50万円
- （4）片山 雅登 : 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金50万円
- （5）ファン インファン : 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金50万円
- （6）ジ ビョンウク : 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金50万円

2. 行政処分について

（1）イ ヨング

- 対象貨物 : うなぎの稚魚
- 仕向地 : 全地域
- 輸出禁止期間 : 平成21年9月1日から同年11月30日まで（3ヶ月）

（2）キム ジェムン

- 対象貨物 : うなぎの稚魚
- 仕向地 : 全地域
- 輸出禁止期間 : 平成21年9月1日から同年11月30日まで（3ヶ月）

(3) 森野 裕之

対象貨物 : うなぎの稚魚
仕向地 : 全地域
輸出禁止期間 : 平成 2 1 年 9 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日まで (2 ヶ月)

(4) 片山 雅登

対象貨物 : うなぎの稚魚
仕向地 : 全地域
輸出禁止期間 : 平成 2 1 年 9 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日まで (2 ヶ月)

(5) ファン インファン

対象貨物 : うなぎの稚魚
仕向地 : 全地域
輸出禁止期間 : 平成 2 1 年 9 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日まで (2 ヶ月)

(6) ジ ビョンウク

対象貨物 : うなぎの稚魚
仕向地 : 全地域
輸出禁止期間 : 平成 2 1 年 9 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日まで (2 ヶ月)

輸出禁止は、商社など第三者を介して輸出を行うことも含む。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 豊國

担当者 : 吉井、笠井

電 話 : 0 3 - 3 5 0 1 - 1 5 1 1 (内線 3 2 4 2)

0 3 - 3 5 0 1 - 0 5 3 8 (直通)